坊っちゃん電話契約約款

1.4版

株式会社坊っちゃん電力

第1章 総則

第1条(約款の適用)

株式会社坊っちゃん電力(以下、「当社」といいます。)は、「坊っちゃん電話契約約款」(料金表を含み以下、本約款といいます。)を定め、これにより「坊っちゃん電話」(以下、「本サービス」といいます。)を提供します。

第2条(約款の変更)

当社は、本約款の一部または全部を変更することができます。この場合、当社からの所定の予告期間内に、契約者から本サービス契約解除の通知が当社に対してなされないときは、契約者による承諾があったものとみなします。

- 2 約款の変更、本サービスに関する事項、その他の重要事項等の契約者に対する通知は、以下のいずれかの 方法で行うものとします。
- (1) 当社ホームページ上に掲載することにより行います。この場合、掲載された日をもって、すべての契約者に通知が完了したものとみなします。
- (2) 本サービス利用契約の際、またはその後に当社に登録された契約者の電子メールアドレス宛への電子メールの送信したときをもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (3) 本サービスの利用契約の際、またはその後に当社に登録された契約者の住所宛への郵送により行います。この場合、郵便物を契約者の住所に発送した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合、当該通知の中で当社が指定した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- 3 本約款が変更された場合、料金その他の提供条件は変更後の約款によります。

第3条(用語の定義)

本約款において定義された用語は、それぞれ次の意味で使用します。

- (1)「本サービス契約」とは、当社から本サービスの提供を受けるための契約をいい、本サービスの利用を希望する者(以下、「利用申込者」といいます。)が行った本サービス契約の申し込みを当社が承諾することにより成立します。
- (2)「契約者」とは、本約款に基づき当社との間で本サービス契約が成立した者をいいます。
- (3)「坊っちゃん電話」とは、回線提供事業者(移動体通信事業者および仮想移動体通信事業者を含みます。)が提供するモバイルアクセス網を使用して、当社が本約款の規定に基づき提供する電気通信サービスをいいます。

- (4) 「モバイルアクセス網」とは主にデータ通信を目的としてインターネットプロトコルにより符号、音響又は影像の 伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一 体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備)をいいます。
- (5) 「契約者端末」とは、本サービスの提供を受けるために、契約者が保有している必要のある、データ通信機能を有する機器をいいます。
- (7)「本SIMカード」とは、本約款に基づき当社が契約者に貸与する、契約者情報を記録したICカードをいい、本 SIMカードには、標準SIMカード、microSIMカード及びnanoSIMカードの3つのSIMカード種別が含まれるものとします。
- (8) 「番号ポータビリティ制度」とは、携帯電話の利用者が携帯電話事業者を変更した場合に、電話番号は変更しないまま、サービスを利用できる制度をいいます。(以下、「MNP」といいます。)
- (9)「MNP予約番号」とは、前項の制度を利用して他事業者へ転入するために必要な番号をいいます。
- (10)「料金等」とは、本サービスの提供に係わる料金その他の債務およびこれにかかる消費税等相当額をいいます。

第2章 本サービスの提供区域

第4条(本サービスの提供区域)

本サービスは、NTTドコモのXiとFOMAの提供区域内とします。

第3章 本サービスの種類と内容

第5条(本サービスの内容等)

本サービスの対象となる坊っちゃん電話のプラン内容は次のとおりとします。

プラン内容
データ通信 3GB
データ通信 5GB
データ通信 10GB
SMS + データ通信 3GB
SMS + データ通信 5GB
SMS + データ通信 10GB
音声通話 + SMS + データ通信 3GB
音声通話 + SMS + データ通信 5GB
音声通話 + SMS + データ通信 10GB

- 2 本サービスは、最大通信速度を保証するものではなく、通信設備や契約者端末、他回線との干渉、接続回線の状況などにより、実際の通信速度が低下することがあります。
- 3 契約者は、自身の費用負担および責任において、契約者端末を取得するとともに、本サービスの利用にあたり 契約者端末が正常に稼働するように維持および管理しなければなりません。
- 4 当社が契約者への本サービスの提供を開始する日(以下、「本サービス開始日」といいます。)は、本サービス契約の成立後、当社が契約者に本サービス開始日として通知した日とします。

第4章 SIM カードの貸与等

第6条 (本 SIM カード)

本サービスの利用には、本 SIM カードが必要となります。本 SIM カードは、当社が契約者に貸与するものであり、 譲渡するものではありません。

- 2 契約者は、本 SIM カードを善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
- 3 契約者は、本 SIM カードを契約者以外の第三者に利用させたり、貸与、譲渡及び売買等をしてはならないものとします。
- 4 契約者による本 SIM カードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害は契約者が負担する ものとし、当社は一切責任を負わないものとします。また、第三者による本 SIM カードの使用により発生した料金 等については、全て当該 SIM カードの管理責任を負う契約者の負担とします。
- 5 契約者は、本 SIM カードが第三者に使用されていることが判明した場合、直ちに当社にその旨連絡するととも に、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。
- 6 契約者の責めに帰すべからざる事由により本SIMカードが故障した場合に限り、当社の負担において本SIMカードの交換(種別の異なるSIMカードの交換はできないものとします。以下同じとします)をする義務を負います。
- 7 契約者は、本 SIM カードに登録されている契約者識別番号その他の情報を読出し、変更または消去してはならないものとします。
- 8 契約者は、本 SIM カードに、当社、携帯電話事業者および第三者の業務に支障が生じる変更、毀損等をしないものとします。契約者の責めに帰すべき事由により本 SIM カードが故障した場合は、その交換の費用は契約者の負担とします。なお、この場合、契約者は、交換のための費用のほか、当社が別に定める損害金を当社に支払うものとします。
- 9 契約者は、本 SIM カードの利用料金を、本サービスの利用料金に含めて当社に対して支払うものとします。
- 10 契約者は、本サービスに関する契約終了後、当社が定める期日までに本 SIM カードを当社に返却するものとし、当該期日までに返却がなかった場合および破損した場合、当社が別に定める SIM カードの損害金を当社に支払うものとします。

第5章 契約

第7条(契約の単位等)

当社は、1のSIMカードごとに1の本サービス契約を締結します。この場合、契約者は、1の本サービス契約につき1の個人(二十歳以上)に限るものとします。

第8条(本サービス契約の申込方法)

本サービス契約の申し込みは、利用申込者が本約款を本契約の内容として合意のうえ、当社所定の事項(携帯電話不正利用防止法に基づく契約時の本人確認)を申告のうえ、手続きを行う必要があります。

- 2 利用申込者のうち、MNP転入をする利用申込者は、前項に定めるほか、当社が別途指定する日数以上の残日数以内にMNP予約番号を当社に提出する必要があります。
- 3 前項の利用申込者は、第1項所定の申し込みを行うにあたり、MNP転入後に利用することを希望するサービスのプランを選択することができます。

第9条(本サービス契約の成立)

本サービス契約は、前条所定の申し込みを当社が審査を行い、第9条に定める方法で所定の事項を利用申込者 に通知したときに、当該申し込みの承諾があったものとして成立するものとします。

- 2 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービス契約の申し込みを承諾しないことがあります。また、当社は、本サービス契約成立後であっても、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合には、当社所定の方法にて契約者に通知することにより、本サービス契約を解除することができます。ただし、本項第2号または第4号の場合には、当社は、相当の期間を定めてその事実を是正するよう催告し、この期間内に是正されないときに、当社所定の方法にてこの契約者に通知することにより、会員契約または本サービス契約を解除することができます。
- (1) 本サービス契約の申し込み時に利用申込者が当社に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
- (2) 利用申込者が、料金等もしくはその他当社が提供するサービスに係わる料金その他の債務の支払いを現に 怠り、または怠るおそれがあると当社が判断した場合
- (3) 過去に不正使用などにより本サービス契約もしくは坊っちゃん電力に関連する契約等の解除、または坊っちゃん電力等の利用を停止されていることが判明した場合
- (4) 利用申込者が未成年者の場合
- (5) 本約款に基づきクレジットカードによる料金等の支払方法を選択した利用申込者が、指定したクレジットカードの名義人と異なる場合
- (6) 本約款に基づくクレジットカードによる料金等の支払方法を選択した利用申込者が、指定したクレジットカードを発行したクレジットカード会社からクレジット利用契約の解除、脱会その他の理由によりクレジットカードの利用を認められていない場合、または、事後に認められなくなった場合
- (7) その他本サービス契約の申し込みを承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があると

当社が判断した場合

- 2 前項の規定により本サービス契約が解除された場合、契約者は、本サービスの利用に係わる一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、残存債務の全額を直ちに支払わなければなりません。
- 3 当社は、本条第1項の審査の内容について利用申込者に開示することはありません。
- 4 当社は、本約款を当社ホームページへの掲示その他当社所定の方法により、利用申込者が予めその内容を知る機会を確保するものとします。

第10条(契約締結書面の交付)

当社は、本サービス契約の締結書面交付を、本サービスの利用契約の際、またはその後に当社に登録された利用申込者の住所宛への郵送により行います。この場合、原則として普通郵便を利用し、発送した時から2営業日をもって、交付が完了したものとします。

2 利用申込者が、前項以外の方法による交付を求める場合は、求める方法を事前に指定し、新たに発生する費用は利用申込者の負担とします。

第11条(卸役務利用サービスのプランの変更)

契約者は、本契約の成立後において、卸役務利用サービスのプラン変更を希望する場合、当社所定の方法により変更手続きを行う必要があります。ただし、変更を希望する前後のプランによっては、行えないものがあり、これについては当社が別途定めます。

2 前項に基づく変更前のプランと変更後のプランとで適用される月額費用が異なる場合、変更後のプランに対応する月額費用は、前項に定める利用が可能となった日が属する月の翌月から適用されます。

第12条(最低利用期間)

契約者は、当社が定める最低利用期間内に本サービス契約を解除した場合は、別表1に記載する違約金を一括して当社に支払うことを要します。

第13条(変更の届け出)

契約者は、本サービス契約の申し込みにあたり当社に申告した第7条第1項各号所定の事項について変更(ただし、第7条第1項第3号所定の事項については、第4条所定の区域外への移転は認められません)があった場合、すみやかにその旨を当社所定の方法により当社に届け出なければなりません。 契約者がかかる届け出を行わなかったこと、または、かかる届け出を遅延したことにより不利益を被ることがあっても、当社は、何らの責任も負いません。

2 前項の事項のうち、その変更について当社の承諾が必要として当社が別途定めるものについては、前項の届け出を、第8条第2項に準じて扱います。

第14条(初期契約解除)

契約者は、以下のいずれかの期間内であれば、当社所定の窓口に通知することにより、第25条に定める解約違約金を含め、契約を解除できるものとします。

(1) 当社から発送される契約締結書面が到着した日から8日間以内

- (2) 同書記載の作成日から 11 日間以内
- 2 同書が到着した日は、原則として第9条に基づきます。

第15条(契約者による本サービス契約の解除)

契約者が本サービス契約を解除しようとするときは、当社所定のウェブページ上からその旨を当社に通知します。 当社が別途承諾した場合を除き、その他の方法による通知は無効とします。この場合、契約者から通知があった 日が属する月の末日をもって、本サービス契約は終了します。

第16条(当社による契約の解除)

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当した場合に、何らの責任も負うことなく、本サービス契約を解除することができます。

- (1) 契約者が契約約款に基づき提供される坊っちゃん電力(本サービスを含みます。)について利用停止となった場合
- 2 当社は、前項の規定により本サービス契約を解除しようとするときには、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急でやむを得ない場合は、この通知を行うことなく本サービス契約の解除を行うことができます。
- 3 会員契約が契約者による解除、当社による解除その他理由により終了した場合は、その契約者と当社との間の本サービス契約は同時に解除されます。

第17条(提供中止)

当社は、次のいずれかの場合には、契約者に対する本サービスの提供を中止することがあります。

- (1) 当社または回線提供事業者の設備もしくは回線の保守または工事を行う場合
- (2) 契約者が、本サービスの提供に使用される設備もしくは回線に過大な負荷を与える行為その他その設備もしくは回線の運用に支障を与える行為を自ら行い、または第三者に行わせた場合
- (3) 当社および回線提供事業者により通信利用が制限となる場合
- (4) 天災、事変その他の非常事態が発生しまたは発生するおそれがあり、本サービスの提供をすることが困難となった場合
- (5) 当社が、運営上、技術上その他理由により、本サービスの提供を中止することが必要であると判断した場合。 2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。 ただし、緊急やむを得ない場合、または、前項第5号に定める本サービスによる通信の一時的な中断をする場合 は、この通知を行うことなくその中止を行うことができます。
- 3 当社は、第1項による本サービスの提供の中止により契約者に損害その他不利益が発生しても、何ら責任を負いません。

第18条(利用停止)

当社は、本約款上の義務を現に怠りまたは怠るおそれがある契約者、または、契約約款により本サービス以外の 坊っちゃん電力の契約が利用停止となった契約者については、何らの責任も負うことなく、本サービスの利用も停止します。

第19条 (本契約の自動終了)

第1条第1項に定める卸電気通信役務の当社への提供にかかる当社と回線提供事業者との契約が終了した場合は、本サービス契約も同時に終了します。

第6章 料金等

第20条(料金等)

料金等の体系は、次のとおりとします。

- (1) 初期費用
- (2) 月額費用
- (3) その他の料金
- 2 前項各号所定の料金の具体的な金額は、別表1に定めるとおりとします。

第21条(初期費用)

契約者は、当社に本サービス契約の申し込みをし、その承諾を受けたときは、当社に初期費用を支払わなければなりません。

第22条(月額費用)

契約者は、本サービス開始日が属する月の翌月初日(MNP転入契約者の場合は、本サービス開始日が属する月の初日)から起算して、その本サービス契約の解除または終了があった日が属する月の末日までの期間について、当社に本サービスの月額費用を支払わなければなりません。

- 2 当社は、本約款に別段の定めがある場合を除いて、前項に定める期間中の各月または前項により月額費用の支払対象月とされている各月における当社所定の締め日にて、その締め日が属する月に係わる本サービスの月額費用を契約者に請求します。
- 3 契約者が、当社が契約者による本サービス契約の申し込みを承諾した日が属する月に、本サービス契約の解除の通知をした場合、本サービスの月額費用の1か月分を当社に支払わなければなりません。
- 4 本約款第14条の規定により本サービスの提供中止があったときは、契約者は、その期間中の月額費用の支払いを要します。
- 5 本約款第15条の規定により本サービスの利用停止があったときは、契約者は、その期間中の月額費用の支払いを要します。

第23条(料金債務の存続)

本約款所定の条件に従い本サービス契約の解除または終了があった場合において、その契約者がかかる解除 または終了の時点において未だ支払いを完了していない本約款所定の料金(解除または終了の後に発生するも のを含みます。)についての債務は、かかる契約者による支払いが完了するまで、その解除後または終了後も消滅しません。

第7章 雑則

第24条 (無保証)

当社は、本サービスについて、完全性、正確性、有用性または正当性に関する保証、契約者の利用目的に適合することの保証、および通信速度に関する保証を含め、何らの保証も行いません。

第25条(会員情報等の取り扱い)

契約者は、本サービス契約の申し込みに際して当社に申告した事項(以下、「契約者情報」といいます。)を、契約約款に定める個人情報の保護に関する規定および本約款のほかの規定に定めるほか、次の各号に定める範囲において、当社が利用することに同意していただきます。

- (1) 本サービスを提供すること(その契約者に卸役務利用サービスを提供するための当社への卸電気通信役務の提供を当社が回線提供事業者に申し込むにあたり、その契約者の契約者情報を回線提供事業者に提供することを含む)。
- (2) 当社または提携先等第三者の商品もしくはサービス等に関する広告、宣伝、および各種イベント・特典を実施するため、ならびにこれらに関する情報の提供その他の連絡のための電子メールの送信もしくは印刷物の郵送等(サンプル・試供品の配送その他の提供を含みます。)を行い、または架電するために契約者情報を利用すること。
- (3) 当社が本約款に定める工事を実施するために必要な範囲内において、回線提供事業者に対して契約者情報を提供すること。
- (4) 第1号および第2号の場合において、利用目的の達成に必要な業務を委託する目的で、契約者情報を安全管理措置を講じたうえで業務委託先に対して契約者情報の取り扱いについて委託すること。
- 2 契約者には、回線提供事業者が、前項第1号に定める卸電気通信役務の提供にあたり、その契約者の卸役務利用サービスの通信履歴等を知り得ることに同意していただきます。
- 3 契約者には、回線提供事業者が、第1項第1号に定める当社から提供を受けたその契約者の契約者情報および前項の通信履歴等を次の各号に定める者に開示することがあることに同意いただきます。
- (1) 協定事業者、特定事業者、回線提供事業者が別に定める携帯・自動車電話事業者(ただし、当社または契約者が契約を締結している者に限ります。)
- (2) 回線提供事業者の委託によりモバイルアクセス網サービスに関する業務を行う事業者
- (3) 判決、決定、命令、その他の司法上または行政上の要請、要求または命令により開示が要求された場合における、その請求元機関

第28条(本サービスの変更または廃止)

当社は、本サービスの全部もしくは一部を変更、追加または廃止することができます。この場合、第2条の規定を 準用します。

2 当社は、前項による本サービスの全部もしくは一部の変更、追加または廃止により契約者に損害その他不利益

が生じたとしても、何ら責任を負いません。

第29条(反社会的勢力に対する表明保証)

契約者は、本サービス利用契約締結時及び締結後においても、自らが暴力団又は暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力(以下、総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないことを表明し、保証するものとします。

- 2 契約者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなくサービス利用契約を解除することができるものとします。
- (1)反社会的勢力に該当すること
- (2)反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること
- (3)反社会的勢力を不肖に利用していること
- (4)契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、又はその法人の経営に実質的に関与していること
- (5)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
- 3 前項各号のいずれかに該当した契約者は、当社が当該解除により被った損害を賠償する責任を負うものとし、 自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。

附則

本約款は、平成28年8月1日から実施します。

本約款は、平成28年11月1日から改定実施します。

本約款は、平成28年12月1日から改定実施します。

本約款は、平成29年6月1日から改定実施します。

別表1(坊っちゃん電話の料金表)

1 適用

この別表に記載する料金額は、消費税等相当額を抜いた金額です。かかる料金額に加算する消費税相当額は、本サービスのご利用時点の税率に基づき計算します。

2 初期費用

・新規登録手数料: 3,000円 (MNP転入契約者については発生しません。)

3 月額料金

プラン内容	データ容量	月額基本料金
データ通信 3GB	3GB/月	980円 (税込1,058円)
データ通信 5GB	5GB/月	1,600円(税込1,728円)
データ通信 10GB	10GB/月	2,500円 (税込2,700円)
SMS + データ通信 3GB	3GB/月	1,100円(税込1,188円)
SMS + データ通信 5GB	5GB/月	1,600円(税込1,728円)
SMS + データ通信 10GB	10GB/月	2,600円 (税込2,808円)
音声通話 + SMS + データ通信 3GB	3GB/月	1,600円 税込1,728円)
音声通話 + SMS + データ通信 5GB	5GB/月	2,200円 (税込2,376円)
音声通話 + SMS + データ通信 10GB	10GB/月	3,200円 (税込3,456円)

4 その他の料金

通話料 20円(税込21.6円)/30秒

SMS送信料 国内から国内 3円(税込3.24円)/通

SMS送信料 国内から海外 50円(課税対象外)/通

ユニバーサル料金 3円(税込3.24円)/ID/月 ※平成28年7月から12月適用分

SIM再発行手数料 2,500円(税込2,700円)/ID

プラン変更手数料 2,000円(税込2,160円)

MNP転出手数料 3,000円(税込3,240円)

SIMカード損害金 2,500円(税込2,700円)/ID

最低利用期間内解約手数料※ 5,000円(税込5,400円)

※音声通話SIMのみ適用されます。